

独立行政法人の概要（その1）

NO.	88	所管	国土交通省	法人名	水資源機構	職員の身分	非国家公務員
-----	----	----	-------	-----	-------	-------	--------

法人概要		水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域（三大都市圏、四国及び北部九州）に対する水の安定的な供給の確保を図る。			
沿革		（昭30.10 愛知用水公団発足 → ）昭37.5 水資源開発公団発足 → （昭43.10 愛知用水公団を統合） → 平15.10 独立行政法人水資源機構			
事業の概要	事業名	概要			
	ダム・用水路等の新築・改築	水資源開発基本計画に基づく、利水・治水を目的とするダム、用水路等の施設の新築（水の供給量を増大させるものは、機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築（平成21年度13事業）			
	ダム・用水路等の管理	水資源開発基本計画に基づき新築又は改築したダム、用水路等の施設の操作、維持、修繕その他の管理（平成21年度51施設）			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役員総数(官庁OB数)(10/1時点)		9 (3)	9 (3)	9 (4)	9 (4)
常勤役員数		9 (3)	9 (3)	9 (4)	9 (4)
非常勤役員数		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
常勤職員数【官庁OB】(現役出向)(1/1時点)		1,576	1,546	1,528	1,524 [0] (65)
非常勤職員数【官庁OB】(1/1時点)		36 (0)	55 (0)	66 (0)	77 (0)
非任用者(非OB)の官庁人数(02/12/1時点)(修正予定ポスト)		0 (0)			
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴別)		118.8 (123.3)	116.8 (121.2)	116.7 (121.5)	- (-)
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴別)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
国からの財政支出額の推移(百万円)	年度	平成19年度(当初)	平成20年度(当初)	平成21年度(当初)	平成22年度(政府案)
	一般会計	18,232	17,685	17,208	11,632
	うち運営費交付金	-	-	-	-
	うち施設整備費補助金	-	-	-	-
	うちその他の補助金等	18,232	17,685	17,208	11,632
	特別会計	43,937	42,178	40,455	29,759
	うち運営費交付金	-	-	-	-
	うち施設整備費補助金	-	-	-	-
	うちその他の補助金等	43,937	42,178	40,455	29,759
	計	62,169	59,863	57,663	41,391
支出予算額の推移(百万円)		259,152	253,090	229,946	198,452
収入予算額の推移(百万円)		249,506	246,678	238,382	211,614
国の財政支出/収入予算額(%)		24.9	24.3	24.2	19.6
財務データ(平成20年度、百万円)	資産合計	4,429,363	うち流動資産	109,545	
	負債合計	4,320,880	純資産合計	108,483	うち利益剰余金
(参考) 事業仕分けにおける指摘事項等					
【項目名】 直轄河川・直轄ダムの維持管理					
【評 決】 予算要求の削減(10~20%)					
【反映の状況】 維持業務を予算要求より10%削減。 入札方式の見直し(原則、一般競争入札(総合評価方式を含む))を平成22年度より実施。					
【項目名】 水道施設整備事業					
【評 決】 予算要求の削減(10~20%)					
【反映の状況】 メリハリ付けを行うことによるコスト縮減を反映し、予算要求から10%削減。					

独立行政法人の概要（その2）

NO.	88	所管	国土交通省	法人名	水資源機構
-----	----	----	-------	-----	-------

○事務・事業の構造等（平成21年度）

（金額：百万円）

事務・事業の構造等（平成21年度）	事務・事業名	事務・事業のスキーム （個別事業分類ごとの 決定スキーム、関係法等）	支出予算額 （平成21年度合計）	収入予算額 （平成21年度合計）		特定関連会社・公益法人への支出 （平成21年度合計）	
				内訳 （名称）	（額）	法人名	額
ダム・用水路等の 新築・改築		水資源開発促進法に規定する水資源開発基本計画（閣議決定）に基づき、水資源機構がダム・用水路等の新築・改築について費用負担者の同意を得て事業実施計画を作成し、関係都道府県知事への協議等を経て、主務大臣が認可（独立行政法人水資源機構法第13条）することによって事業を実施する。	59,028	合計	71,345	愛知県公共職託登記司法書士協会	3
				国費	21,345	愛知県公共職託登記土地家屋調査士協会	18
ダム・用水路等の 施設の管理		完成した施設の管理については、水資源機構が施設管理規程を作成し、関係都道府県知事及び事業の費用負担者への協議等を経て、主務大臣が認可（独立行政法人水資源機構法第16条）することによって業務を実施する。	170,917	合計	167,037	経済調査会	32
				国費	5,520	新潟県公共職託登記土地家屋調査士協会	3
				自己収入	35,150	東海技術センター	5 (2)
				※業務収入等には、水資源開発交付金地方費8,787百万円を含む。		栃木県公共職託登記司法書士協会	3
						栃木県公共職託登記土地家屋調査士協会	3
						福岡県公共職託登記司法書士協会	1
						福岡県公共職託登記土地家屋調査士協会	15
						水資源協会	117
						建設コスト管理システム研究所	3
						ダム水源環境整備センター	30 (10)
						淡水生物研究所	30
						東海技術センター	5
						日本気象協会	91
						日本建設情報総合センター	14
						琵琶湖・淀川水質保全機構	47
						水資源協会	104
				自己収入		158,415	
				※業務収入等には、水資源開発交付金地方費4,803百万円、割賦負担金126,223百万円等を含む。			

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<平成21年度予算合計>

（金額：百万円）

特別会計	法人合計	合計	
		治水事業等財源 社会資本整備事業特別会計	治水事業等財源 社会資本整備事業特別会計
独立行政法人水資源機構	40,455	40,455	40,455

施策・事業シート（概要説明書）

独立行政法人名	水資源機構	事業名	ダム・用水路等の管理業務					
担当法人内組織名	経営企画部、管理事業部	事業開始年度	昭和37年度					
担当府省・局・課室名	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課	作成責任者	水資源政策課長 西川 智					
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	独立行政法人水資源機構法 第12条第1項第2号	関係する通知・計画等	水資源開発基本計画					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：）							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（ <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接）（補助先： 実施主体：）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）							
事業・制度概要	目的（何のために）	水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域（三大都市圏、四国及び北部九州）に対する水の安定的な供給の確保を図る。						
	対象（誰/何を対象に）	管理51施設：29ダム等施設（22ダム、4河口堰等、3湖沼開発） 22水路等施設（水路延長約3,000km、10取水堰他）						
	事務・事業のスキーム（決定スキームを含む）	完成した施設の管理については、水資源機構が施設管理規程を作成し、関係都府県知事及び事業の費用負担者への協議等を経て、主務大臣が認可（独立行政法人水資源機構法第16条）することで業務を実施する。						
	実施体制	本社：管理事業部ほか 80名 地方事務所：2支社2局 77名、29事業所 725名						
コスト	事業費	平成21年度実績額		財源	国費等（A）	運営費交付金	—	百万円
		施設整備費補助金	—			百万円		
		水資源開発事業交付金（国費）	5,520			百万円		
		農業生産基盤整備・保全事業費補助	2,358			百万円		
		委託費	99			百万円		
		その他（水資源開発事業交付金（地方費））	4,516			百万円		
		自己収入（利水者負担金等）	27,437			百万円		
計（B）	39,930	百万円						
総計	※1	39,930	百万円	国費等依存率（A/B）	31.3	%		
これまでの事業費等（単位百万円）	年度	総額	備考（契約の実績等） （随時契約見直し計画フォローアップの計数から管理業務分を抽出したもの）					
	H19（決算額）	35,844	競争なし→21.3% 東京電力㈱、中部電力㈱、九州電力㈱					
	H20（決算額）	37,020	競争あり ㈱アクアテルス、日本無線㈱、三菱電機㈱					
	H21（実績）	39,930	競争なし→19.6% 東京電力㈱、中部電力㈱、九州電力㈱					
	H22（予算）	37,981	競争あり ㈱アクアテルス、日本無線㈱、㈱イスミック					
平成22年度事業費内訳（補助金の場合は負担割合等も）	事業費	29,678百万円						
	人件費	8,303百万円						
	水資源開発事業交付金（国費）	8,113百万円	※2					
	農業生産基盤整備・保全事業費補助	2,251百万円						
	委託費	97百万円						
	その他（水資源開発事業交付金（地方費））	1,074百万円						
自己収入（利水者負担金等）	26,446百万円							
事業実施状況	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度			
	管理施設数	施設	49	51	51			
予算執行率		%	95.7	94.0	—			

※1 償還経費等を除く管理業務に要する経費を計上している。

※2 直轄事業負担金制度の見直し等

施策・事業シート（概要説明書）

独立行政法人名	水資源機構	事業名	ダム・用水路等の管理業務		
担当法人内組織名	経営企画部、管理事業部	事業開始年度	昭和37年度		
担当府省・局・課室名	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課	作成責任者	水資源政策課長 西川 智		
事業/制度の必要性	<p>水資源機構は、水資源開発施設等の管理を通じて、水資源開発水系(利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川及び筑後川の7水系)において、上流の水源地から下流の受益地までの複数の都府県にまたがる広域的かつ多目的(水道用水・工業用水・農業用水)な用水供給を公の立場から実施している。</p> <p>複数の都府県に影響を及ぼす水資源開発施設等の管理や配水については、上下流、左右岸等の地理的条件や利水目的などによって都府県を越えた利害の対立があるため、水資源機構が、一元的に、中立的な立場から公平・公正に実施する必要がある。</p> <p>また、河川管理者(国土交通大臣)の権限の一部を代行し、国民の生命・財産を守る洪水調節のための施設の操作を実施している。</p> <p>このような広域にわたる水系においては、複雑で広範囲に及ぶ関係者に影響を与えるため、密接不可分である利水と治水に関する施設の管理を一元的に実施する必要がある。</p>				
他の主体(国、自治体、他独法、民間等)による類似事業	国土交通省直轄堰堤維持事業、都道府県管理ダムにおいては都道府県単独事業による維持管理、国営造成施設管理費補助事業				
他の主体(国、自治体、他独法、民間等)との連携・役割分担	<p>水資源機構は、水源で水を開発し、用水路等を通じて各利水者(水道事業者、工業用水道事業者及び土地改良区)まで届けており、各利水者は浄水場や末端配水施設を通じてエンドユーザーである家庭、事業所、農家等への配水を受け持っている。これら利水者への用水供給に関しては、利水者からの水利用に関する要望のもと、水資源機構が中立的な立場で公平・公正に利水者毎の配水量の調整を行い、的確な施設の運用と管理を行っている。</p> <p>洪水時には、水資源機構は、河川管理を行っている国土交通省と密接に連携を図り、必要に応じて情報提供や指示を受けながら、的確な洪水調節操作等の施設の運用と管理を行っている。また、施設周辺の自治体、関係機関に洪水調節などに関する情報の提供を行っている。</p>				
中期目標における記載	【第2期中期目標(平成20年4月1日～平成25年3月31日)】(項目のみ) (1) 的確な施設の運用と管理 (2) リスクへの的確な対応				
中期計画における記載	<p>(1) 的確な施設の運用と管理(要約) 安全で良質な水を安定して供給するため、施設管理規程に基づいた的確な施設管理等を実施する。 具体的には、① 安定的な用水の供給、② 良質な用水の供給、③ 洪水被害の防止又は軽減、④ 施設機能の維持保全等を的確に実施する。</p> <p>(2) リスクへの的確な対応(要約) ① リスク管理体制の整備を図るとともに、異常洪水、大規模地震等に備えた対策を強化する。</p>				
21年度計画における記載	<p>(1) 的確な施設の運用と管理(要約) 51施設について、施設管理規程に基づいた的確な施設管理等を実施する。 ① 利水者の必要水量を供給、異常洪水が発生した場合には国民生活への影響の軽減に努めることなど、② 水質対策保全設備の運用技術の向上、流域における水質事故等の発生時には的確な施設操作を行うことなど、③ 施設管理規程に基づいた的確な洪水調節等の操作を行うこと、施設周辺の自治体及び関係機関への情報の提供を行うことなど、④ ストックマネジメントの適切な実施、効率的な施設管理の推進、耐震性能を高めた施設等の割合を79%(平成21年4月現在)から81%(1施設追加)に高めることなど。</p> <p>(2) リスクへの的確な対応(要約) ① リスク管理体制の整備を図ること、非常参集訓練、設備操作訓練等の日常の訓練を実施することなど。</p>				
目標達成状況(中期目標等に係る指標の達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	洪水時の対応状況(施設数、延日数) (平常時には、安定的な用水供給を実施した。)	施設数 日数	7施設 延728日	10施設 延1,508日	10施設 延1,011日
	洪水調節実施状況 (洪水調節実施回数/洪水調節対象洪水数)	回数	25/25	13/13	16/16
	第三者等に起因する水質事故への対応状況 (取水停止を回避した対応回数/対応回数)	回数	38/42	29/32	34/37
	管理所施設等の耐震化の達成状況(実施率/目標耐震化率) (H24年度末耐震化率82%)	%	75/75	79/79	81/81
事業/制度の自己評価・独法評価委員会による評価	<p>【自己評価】平成15年度の発足以降、着実に業績を上げており、今後は、当初建設した施設の老朽化や耐震性の不備、気候変動に伴う濁水や豪雨の頻発等の課題に対応するため、施設のストックマネジメント(施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための手法)を着実に取り組んでいくとともに、異常洪水、大規模地震等の不測の事態においても、ライフラインを維持すべく危機管理対策を実施していく。</p> <p>【独立行政法人評価委員会評価結果】平成20年度の業務実績評価では、「安定的な用水の供給、良質な用水の供給」(4点/5点満点)、「洪水被害の防止又は軽減」(4点/5点満点)、「計画的で的確な施設の整備」(4点/5点満点)、「環境の保全」(4点/5点満点)等、7項目について優れた実施状況で「順調」と評価されている。</p> <p>【政策評価・独立行政法人評価委員会】平成20年度業務実績評価における個別意見として、契約の適正化(一者応札率が高い、再委託の手続き不備等)に関する指摘を受けている。</p>				
諸外国での類似事業の例	<p>用水供給や洪水調節を目的とする施設の管理については、諸外国においても我が国と同様、国や公的機関が実施している。</p> <p>(例) ① アメリカ：内務省開拓局及び陸軍工兵隊等(水資源開発、治水)、メトロポリタン水公社(カリフォルニア州・水資源開発)</p> <p>② フランス：エコロジー・エネルギー・持続可能開発及び海洋省(水資源開発、治水)、プロバンス水路整備公社(南フランス・多目的用水供給)</p> <p>③ 韓国：国土海洋部(水資源開発、治水)、韓国水資源公社(水資源開発、洪水調節)</p>				
過去の行革等における指摘事項(整理合理化計画等)	監視システムの全施設導入等による一層の機械化・電子化を推進するとともに、権利調整等の水資源機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をした上で民間委託の範囲を拡大することにより、人件費を始めとする管理コストの削減を図る。 【19年12月整理合理化計画】(平成20年度からの第2期中期計画に規定し、取り組んでいる。)				
特記事項(事業/制度の沿革、事業の効率化に向けた取組み、昨年の事業仕分けにおける指摘事項及びその対応等)	<p>【沿革】 ① 昭和36年 水資源開発公団法の制定 ⑤ 平成14年 独立行政法人水資源機構法の制定 ② 昭和37年 水資源開発公団設立 ⑥ 平成15年 独立行政法人水資源機構設立 ③ 昭和43年 愛知用水公団を統合 ⑦ 平成19年 独立行政法人整理合理化計画 ④ 平成13年 特殊法人等整理合理化計画</p> <p>【事業の効率化に向けた取組み】 水資源機構中期計画に基づき、工事コストの削減、施設の長寿命化、環境負荷の低減効果などコストと品質の両面を確保するコスト構造改善の取組みを推進している。なお、平成20年度の総合コスト改善率は平成19年度比で9.1%を達成している。</p> <p>【昨年の事業仕分けにおける指摘事項】 直轄河川・直轄ダムの維持管理において、「予算要求の削減(10～20%)」</p>				

365日・24時間止めることのできない施設の管理

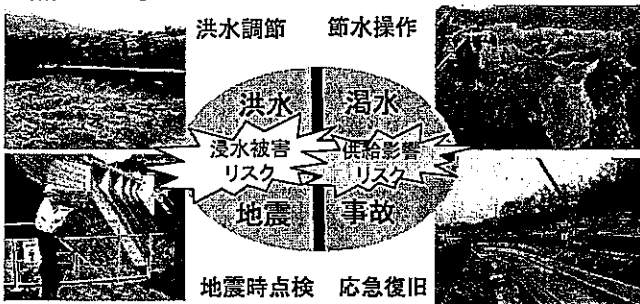
- 水資源機構は、約3,000kmの水路施設、15箇所の堰・頭首工、126kmの湖岸堤、46箇所のダム・調整池、78箇所のポンプ場の施設を365日・24時間、休むことなく不断の管理を行っている。
- 機構による用水供給、洪水調節が止められた場合には、国民生活や社会経済へ広域かつ深刻な影響を与える。
- このため、水の安定供給、出水時の洪水調節、地震時の危機管理等に対する的確な管理体制が必要。

■365日・24時間の安定供給

水資源機構は、水源から下流受益地までを、365日24時間一時も休むことなく、降雨の状況や需要の変動に応じたダムや水路のきめ細やかな操作をしている。

■ライフラインを維持するための防災機関としての体制

さまざまなリスクに対しても水の安定供給を維持するための体制を整備している。



■水の供給が停止した場合…

一時でも供給が止まった場合には、広域に甚大な被害が生じる。

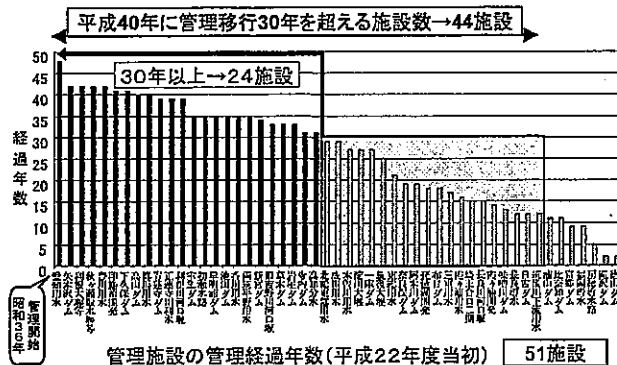
【水資源機構の影響度】

- 水道用水給水可能人口 約 3,800万人
- 工業出荷額への貢献 約 12.7兆円
- かんがい面積 約 200,000ha
- 洪水氾濫区域内人口 約 1,900万人



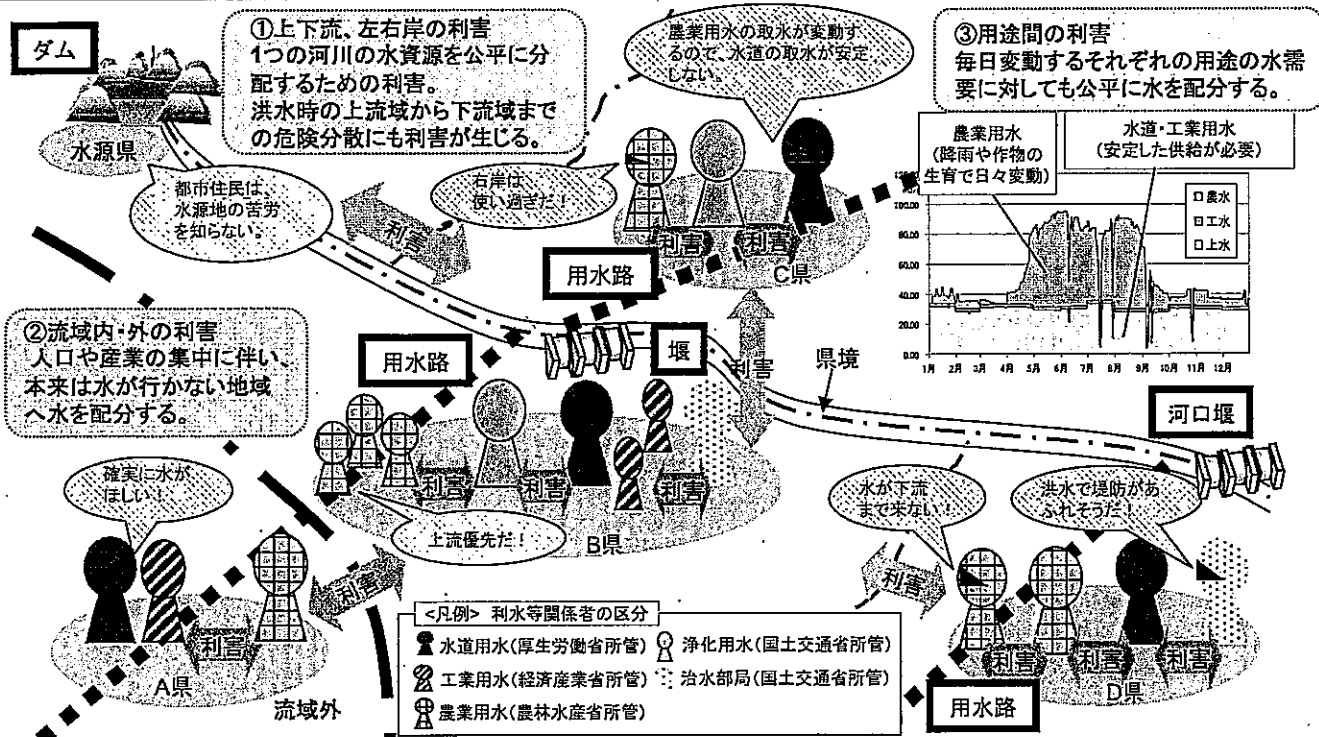
■老朽化施設への対応

今後、老朽化施設が確実に増加していく中で、従前以上に効率的な維持管理が必要となっている。



広域な水系における総合的な水資源管理と配水に係る利害調整

- 複数都府県にまたがる水系において、水源ダムからの利水供給、洪水調節を実施するとともに、用水路によって受益地へ農業用水、水道用水及び工業用水を供給しており、広域かつ多目的な関係者に対する公平な調整を行うには、利害を越えた中立で高い公共性が必要
- 水資源開発の計画・費用負担調整から毎日の配水に至るさまざまな利害に対する調整を実施



管理業務の効率化とコスト縮減の取組み

■ 普段の暮らしに欠かせない大切な水を安く安定してお届けするために、管理の品質を維持したままで業務の効率性向上とコスト縮減を図っており、管理施設が増加する中でも管理費用を縮減している。

効率性向上やコスト縮減事例

① IT化による人員の削減

現場に人員を配置し、計測・操作

IT技術により、データを収集し、遠隔監視・操作を行うシステムに変更

50名

39名

(愛知用水総合管理所の例)

② 独自の水路診断技術を開発して調査コストを削減

パイプラインを掘り出して外側から調査

電磁誘導法による内側からの調査に変更

パイプライン延長1km当り1,500万円削減
(内径800mmのコンクリート管の例)

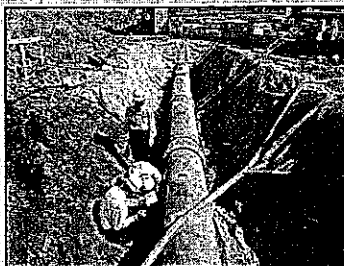
③ ダム湖に流れ込んだ流木や水路の刈草を有効活用

産業廃棄物として処分

薪化、チップ化、堆肥化し、市民に配布して有効活用

年当たり約7,800万円(約3割)削減
(H18~H20の3ヶ年平均)

② パイプラインの劣化調査



掘削して外側から調査



電磁誘導法による内側からの調査

- ・ 管理所の常駐職員を削減。
- ・ 機構全体から技術者の一部を総合技術センターに集約。
- ・ 突発的な事故・災害への対応や数年ごとの定期検査等は、総合技術センターで対応。

管理業務費の削減

	H14 〔水資源 開発公団〕	H20 〔水資源 機構〕
管理施設数	48	51
管理業務費 (百万円)	38,392	37,020
1施設当り (百万円)	800	726

※金額は決算額で算出したものである。

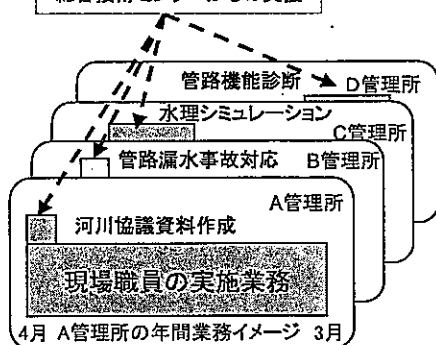
このほか、ダムや水路の操作機器にパソコンなどの汎用品を利用したり、ゲートの塗装を高耐久性塗料に変更することなどにより、コスト縮減を図っている。

管理の効率化のための総合技術センターの役割

総合技術センターは、以下のように管理所等の業務を効率化するために設置。

- 管理所等で起こる突発的な技術課題に対し、迅速に対応を行い、中心となって課題を解決。
- 水資源機構全体から一部の技術者を集約して機動的に業務を実施することにより、管理所等が一時的な業務集中でパンクすることを回避。総合技術センターが無ければ、管理業務の効率化、職員数の削減は不可能。
- 個々の施設の診断やカルテ管理を担っており、施設管理の効率性向上、コスト縮減のために、総合技術センターは不可欠。
- 良質で安定した水供給を行うための技術・ノウハウを蓄積し、将来に継承。

総合技術センターからの支援



機動的に活動をする総合技術センターのある職員の年間業務

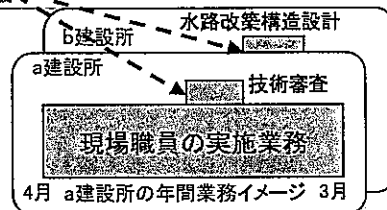
- 4月は A 管理所の河川協議資料を作成。
- 5月は B 管理所の管路漏水事故対応。
- 5～8月は C 管理所の水理シミュレーションを実施。
- 9～10月は a 建設所の技術審査を実施。
- 11～12月は b 建設所の水路改築構造設計を実施。
- 1～3月は D 管理所の管路機能診断を実施。
- 年間を通じて、劣化診断技術開発などを実施。

総合技術センターの年間業務イメージ

業務分担	水資源機構の施設に共通した課題 (劣化診断技術開発、施設の耐震診断、水質保全対策検討等)											
	1M	2M	3M	4M	5M	6M	7M	8M	9M	10M	11M	12M
	それぞれの施設毎の課題(発注支援、技術審査、定期検査等)											
	それぞれの施設における突発的課題						それぞれの施設における突発的課題					

*このほか、要請に基づきJICA研修等の受託業務を実施している。

総合技術センターからの支援



人員:75名
予算:約18億円
(平成20年度)

(行革担当部局用)

事業番号 A-20

論点等説明シート(行革担当部局用)

独立行政法人名	水資源機構
事業名	ダム・用水路等の管理業務

論点等

1. 管理業務の実施体制

- ①各地の事業所においては、ダム・水路等施設の管理業務をどのように行っているか。(外部委託の割合はどれくらいか。)
- ②外部委託の手続はどのように行っているか。
- ③総合技術センター^(※)は、各地の事業所の管理業務費の縮減にどの程度寄与しているか。

(※)平成20年4月、浦和の試験所及び各地の事業所から技術者を中心に75名が集約され、本部に設置された。

(参考)管理業務費の内訳 (H19年度決算)

事業費	281.7億円
人件費	76.7億円
計	358.4億円

2. 契約の競争性

- ①管理業務に係る契約について、平成19年度より、随意契約を一般競争入札等へ移行するなどの改善策を講じているが、実質的な競争は確保されているか。
- ②多くの案件について一者応札となった事業者について、機構からの役員及び職員の再就職者は多くないか。

(参考)一者応札の状況

	H19年度	H20年度	H21年度 ^(※1)
一般競争入札件数	576件	987件	722件
一者応札件数 ^(※2)	359件	691件	390件
一者応札の割合	62.3%	70.0%	54.0%

(※1)平成21年度は4月から12月までの実績。

(※2)平成20年度の一者応札のあった事業者で最も多いのは178件、次に多いのは38件。

ワーキンググループA

(事業番号) A-20

(項目名) ダム用水路等の管理業務

(法人名) 水資源機構

ダム・用水路等の管理業務

評価者のコメント

- 3年以内に自治体等に管理の権限を移す。どうしても機構でないとできないものが妥当かどうか、公の場で検証する。
- 天下り法人への発注を止める。独立行政法人に残る部分を国に戻して、独立行政法人は役割を終えること。
- 河口堰や水路を含めて考えても、独立行政法人という組織形態でなければ管理が出来ない理由が説明されていない。また配水の利害調整とハードウェアとしてのダム等施設の管理とが一体でなければならない理由も説明されていない。
- 総合管理・方針(現実対応に対する決定)はこの機構がして、実務は競争的に選ばれた他の法人がコスト削減を前提として担う。
- 発注方法の見直しによるコスト縮減。水利調整等民間や都道府県が行うことが出来ない業務を早急に厳密に調査し、それ以外は徹底的に民間に出すべき。
- アクアテラスへの集中等明らかに不透明な取引多数、入札の工事方法、参加条件等改善の必要。総合技術センターについても、余剰定員の定年までの集積場と化している可能性がある。利水者間の利害調整、多目的用水路の管理に業務を限定、縮減。
- 利害調整以外の部分は、基本的に民間委託及び自治体へ委託。アクアテラス他関連企業への委託率を5割カット(1年以内)
- 関連業者の一般競争入札を徹底すること。機構から関連企業への天下りあつせんをなくす。ダム管理委託は、自治体や民間に委託するよう転換する。
- 管理の指揮等のソフトは機構が実行するが、ハード部分は民間へ。また管理も県等に任せることが可能な部分は県へ。導水管等のメンテナンスも民間事業者へ、全体人員の数を下げる。5年を目指して組織を解体し、必要な部分のみ別組織に変える。

- 管理業務に含まれる業務を一つ一つ精査して、機構自らがやるべきもの／やらざるを得ないものと、外部に委託できるものとを明確にした上で、機構が担う業務の規模は縮減していくべき。実質的な意味での競争性を伴う業務委託を早急に実現すべき。
- 仕事の削減、外部委託の合理化(入札の改善)により、コストを削減する。
- 純粋に、公的、しかも独立行政法人としてやらなければならない管理業務に限定をすべき。(施設を)保有しているから自分がやる、ということはやめるべき。“所有と管理の分離”を。契約に係る競争性の導入、公開の徹底。競争入札条件の単純化、公正化。
- 委託業務契約における競争性を強化する等により、一層のコスト削減に努めて欲しい。更に、他の民間業者等に類似業務がある場合、業務委託を進め、組織自身のスリム化を図って欲しい。

WGの評価結果

ダム・用水路等の管理業務

利害調整など本来行うべき業務のみを機構が行い、
それ以外は他に任せる(機構の業務としない)
契約については大至急見直し

<対象事業>

- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 1名
- ・ 国が実施機関を競争的に決定 2名
(事業規模 縮減 2名)
- ・ 他の法人で実施 1名
(事業規模 縮減 1名)
- ・ 当該法人が実施 9名
(事業規模 縮減 9名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 1名
- ・ 特定法人との継続的な取引関係の見直し 7名
- ・ ガバナンスの強化 2名

とりまとめコメント

全体的な議論を通して、また、コメントとしても、利害調整という部分については確かに誰かがやらなければならない機構の業務として認めるという意見が多くあったが、それ以外の業務については、徹底的に厳密に調査し、機構でしかできないわけではない部分については、民間などに任せていくという方向にしていくべき。

契約関係の問題点についても説明・議論いただいたが、特定法人との契約関係などを含め、即、見直しができる部分が相当あると考えられ、その点について精査を大至急して見直しをいただきたい。契約方法についても、大至急競争性のあるものに変えていただきたい。組織についてどれだけ人数を抱えているべきかといった指摘・議論も一方であったが、事業としての仕分けを行ったものであるので、機構が本来行うべき利害調整などの業務を残して、それ以外の業務は他に任せべきということ結論とする。